

熊本市自治推進委員会傍聴要領

制定 平成22年5月17日 市民協働推進課長決裁

改正 平成30年12月1日 地域政策課長改正

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市自治推進委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品を持っている者
- (2) 看板、張り紙、プラカード、旗、メガホンその他示威宣伝の用に供される物品を持っている者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者

(傍聴人の数の制限)

第4条 熊本市自治推進委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 委員長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、委員長は、これを静止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

附則

この要領は、平成２２年５月２７日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年１２月１日から施行する。

年 月 日

傍聴券

No. _____

※本傍聴券は、当日に限り有効です。
※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市自治推進委員会】

